

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	道の駅みかも利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	道の駅みかも条例第10条	
処分基準	根拠条項	道の駅みかも条例第10条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年12月18日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 道の駅みかもの利用承認の取り消し等の基準（条例第10条）</p> <p>市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取消することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。</p> <p>(3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。</p>	